実績評価書

平成２１年８月

評価の対象となる施策目標	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること

１．政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅵ	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	２	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること
施策目標	**２－３**	**保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること**

※重要対象分野１６（少子化社会対策に関連する子育て支援サービス）

個別目標１	保育所等の受入児童数を拡大すること

（評価対象事務事業）
・保育所等緊急整備事業（安心こども基金）
・保育所運営費

個別目標２	必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること

（評価対象事務事業）
・延長保育促進事業
・一時・特定保育事業
※平成21年４月より、一時保育促進事業は一時預かり事業に名称変更

個別目標３	認定こども園の普及促進を図ること

（評価対象事務事業）
・認定こども園整備事業（安心こども基金）
・認定こども園事業費（安心こども基金）

施策の概要（目的・根拠法令等）

１目的等
安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進するために、保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保する。

２根拠法令等
○児童福祉法（昭和22年法律第１６４号）

主管部局・課室	雇用均等・家庭児童局保育課
関係部局・課室	―

２．現状分析（施策の必要性）

「待機児童ゼロ作戦」（平成13年７月６日閣議決定）に基づき平成14年度から16年度までに15.6万人の保育所受入児童数の増を行い、さらに、平成16年に策定された「子ども・子育て応援プラン」（少子化社会対策会議決定）に基づき平成17年度より平成21年度までに保育所受入児童数を203万人から215万人に拡大することとしたところである。しかし、待機児童数については平成16年から平成19年にかけて連続で減少したものの、平成20年には再び増加し、その保育サービスの量的な拡充にも関わらず、現在も約2.0万人（平成20年4月現在）の待機児童が存在している。

現在の約2.0万人の待機児童の状況等を分析すると以下の問題があり、これらの問題に対応することが必要である。

① 低年齢児（０～２歳）の待機児童数が全体の約76%

② 待機児童が多い地域の固定化

→待機児童50人以上の特定市区町村（８４市区町村）で待機児童総数の約76%を占める。

【保育所入所待機児童 2万人 の内訳】

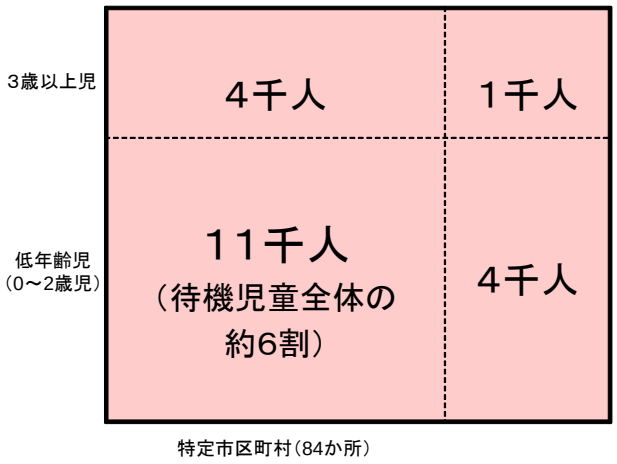

※ 特定市区町村の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。
※ 低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。

待機児童の解消がなかなか進まない理由としては、女性の就業率の伸びなどに伴う保育需要の増大がある。

※ 自治体によって事情は異なるため、待機児童の解消が進まない理由については、一概には言えないが、例えば、

① 保育所等の保育サービスが整うにつれて、子どもを預けて働きたいという保護者の潜在的な保育需要が顕在化していくこと、

② 経済状況の悪化などによる保育需要の増加に対して、自治体の財政状況や保育所に適した土地の確保の困難性などから、短期的に多くの保育所を整備することが困難であること、

などがあげられる。

したがって、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにするため、「新待機児童ゼロ作戦」（平成20年2月27日厚生労働省策定）に基づき、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な潜在的な需要を踏まえた目標値（保育サービス（３歳未満児）の提供割合を20%から38%にすること）を設定するとともに、地域の実情に応じて必要な保育サービスを提供できるよう、保育所の整備のみならず、家庭的保育事業（保育ママ）などの提供手段の多様化等を図ることが必要である。

また、市町村等が次世代育成支援対策推進法に基づき、後期行動計画を策定するに当たって、「行動計画策定指針」の参酌標準などを踏まえ、各市町村における家族類型ごとなどの潜在需要の把握をした上で、保育サービスの拡大を推進することとしている。

３．施策目標に関する評価

施策目標に係る指標
（達成水準／達成時期）
※【　】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９	Ｈ２０
１	３歳未満児への保育サービス提供割合（単位：％）（26％／平成22年度）	17.9%【－】	18.6%【－】	18.8%【－】	20.3%【－】	21.0%【－】
２						

（調査名・資料出所、備考）
・指標１は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。
・保育サービスの提供割合：当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数

参考統計		Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９	Ｈ２０
１	保育所受入児童数（単位：人）	1,966,958	1,993,796	2,004,238	2,015,382	2,022,173
２	待機児童５０人以上の特定市区町村（単位：市区町村）	９５	９４	８１	７４	８４

（調査名・資料出所、備考）

・参考統計１は、「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」による。受入児童数は、現に保育所を利用している児童数である。

・参考統計２は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。

施策目標の評価

【有効性の観点】
保育所受入児童数については、平成１６年４月から平成２０年４月までの４年間で約５万５千人の増となっており、保育所の整備は計画的かつ着実に進んでいる。また、保育所定員数を増加する中で、待機児童の多い３歳未満児への保育サービス提供割合についても毎年増加していることから、現在の施策は目標達成にあたり有効であると評価できる。

【効率性の観点】
「子ども・子育て応援プラン」・「新待機児童ゼロ作戦」において、待機児童の多い市町村を中心に重点的に受入児童数の拡大を図る方向性を示した。その結果、都市部を中心に待機児童の多い地域における重点的な保育所の整備が進み、平成19年度時点までは徐々に特定市区町村の数が減少しており、効率的な保育所整備が進んでいると評価できる。
しかし、平成２０年度には再び増加し、特定市区町村が８４に上っており、都市部を中心とした待機児童の多い地域における重点的な保育所整備に係る支援を改善し、さらに推し進めていく必要がある。

【総合的な評価】
上記のとおり、保育所の整備が進み、保育サービス（３歳未満児）の提供割合については増加しているものの、平成22年度に目標としている数値２６％にはまだ開きがある。また経済状況の悪化等により保育需要が増大していることを踏まえて、目標達成には、現在の保育所の整備等に係る支援策につき、内容などの改善が必要である。
そこで、現在取り組んでいる「新待機児童ゼロ作戦」を加速化し、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所の整備等を推進することなどを目的として、平成２０年度第２次補正予算及び平成21年度第一次補正予算において「安心こども基金」（総額2,500億円）を創設し、保育所、家庭的保育（保育ママ）、認定こども園などの整備に係る支援を行うとともに、その支援に当たっても、都市部を中心とした待機

児童の多い地域においても、保育所等の整備が進むよう、
・　待機児童が多く財政力が乏しい市町村における保育所の新設等に係る追加的財政措置（市町村負担を１／４から１／１２に）、
・　賃貸物件による保育所の整備を促進するための賃借料、改修費等に係る新たな補助、
・　保育所の分園の整備に係る新たな財政支援
など、その支援内容についても、改善を図ったところである。
　なお、現在、社会保障審議会少子化対策特別部会において行われている、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に係る検討においても、現行の保育制度の課題でもある、スピード感あるサービス量の抜本的拡充方策などについて議論しているところである。

４．個別目標に関する評価

個別目標１

保育所等の受入児童数を拡大すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標
（達成水準／達成時期）
※【　】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９	Ｈ２０
1	３歳未満児への保育サービス提供割合（単位：％）（26％／平成22年度） ※施策目標に係る指標１と同じ	17.9% 【－】	18.6% 【－】	18.8% 【－】	20.3% 【－】	21.0% 【－】

（調査名・資料出所、備考）
・指標１は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。

アウトプット指標
（達成水準／達成時期）
※【　】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９	Ｈ２０
1	保育所受入児童数（単位：人）（215万人以上／平成21年度）	1,966,958 【－】	1,993,796 【－】	2,004,238 【－】	2,015,382 【－】	2,022,173 【－】
2	家庭的保育事業（保育ママ）利用児童数（単位：人）（前年以上／毎年）	313 【316.1%】	276 【88.2%】	319 【115.6%】	316 【99.1%】	集計中

（調査名・資料出所、備考）
・指標１は、「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」による。受入児童数は、現に保育所を利用している児童数である。

・指標２は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成22年３月に公表予定。

個別目標１に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）

「子ども・子育て応援プラン」に基づき、受入児童数は毎年度拡大してきており、平成18年度には200万人を超え、その後も毎年拡大しており、また、３歳未満児への保育サービス提供割合についても毎年増加している。このことから、現在の施策は目標達成にあたり有効であると評価できる。
　今後、保育所の整備をさらに進めるため、上記のとおり、「安心こども基金」による取り組みを進めていくこととする。

　一方、家庭的保育事業における利用児童数は、平成16年度と平成19年度とでほぼ同数であり、大きな変化が見られない。（なお、平成２０年度の交付金ベースの利用児童数は４９１人で、増加見込みである。）
　このように取組が進んでいない背景としては、
①　制度的な位置づけがなく、事業の周知が不十分であること、
②　安全性や質を確保するための基準がないため、保護者が安心して子どもを預けら

れないこと、
③　一人で保育を実施する家庭的保育者への支援が不十分であること
などが指摘されている。
そこで、家庭的保育事業等を更に推進するため、
①　児童福祉法を改正し、当該事業を法律上明確に位置付けること、
②　安全性や質を確保するため家庭的保育事業に係る実施基準やガイドラインを策定すること
などを行うこととともに、従来、保育士又は看護師のみとされていた家庭的保育者の要件については、一定の研修を受けることを前提に有資格者以外に対象者の範囲を広げたところである。
また、家庭的保育事業の更なる普及を図るため、平成20年度予算において、家庭的保育に対する補助単価の引き上げや家庭的保育支援者の配置、家庭的保育者が加入する賠償責任保険料など家庭的保育者に対する支援体制の充実を図ったところである。
さらに、「安心こども基金」においては、家庭的保育の実施場所に係る改修費の補助及び家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助等を行っているところである。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	保育所緊急整備事業（安心こども基金）
平成２０年度予算額等	100,000百万円の内数（平成20年～平成22年度）（補助割合：[国1／2][市町村１／４][事業者１／４]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（　　）
平成２０年度決算額	１００,０００百万円の内数
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（　　）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的としている。

政府決定・重要施策との関連性

「子ども・子育て応援プラン」において、保育所の受入児童数を平成21年までに215万人に拡大することとし、また、「新待機児童ゼロ作戦」において、平成２０年度から２２年度までの集中重点期間に保育サービス（３歳未満児）の提供割合を２０％から２６％に引き上げることとしている。

事業(予算)実績等	H１６	H17	H18	H19	H２０
予算推移(補正後)（百万円）	－	－	－	－	１００,０００百万円の内数(平成２０～２２年度)
予算上事業数等（※）	－	－	－	－	－
事業実績数等（※）	－	－	－	－	－

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

現在、取り組んでいる「新待機児ゼロ作戦」を加速化し、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備等を推進することなどを目的として、都道府県に「安心こども基金」を創設したところである。

※基金のため、事業毎の数値を出すことはできない。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	保育所運営費
平成２０年度予算額等	327,626百万円（補助割合：[国1／2][都道府県１／４][市町村１／４]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（　　）
平成２０年度決算額	３１３,５６４百万円
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（　　）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

市町村が児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、その保育の実施に要する費用として市町村が支弁した経費に対し、国が負担するもの。

政府決定・重要施策との関連性

「子ども・子育て応援プラン」において、保育所の受入児童数を平成21年までに215万人に拡大することとし、また、「新待機児童ゼロ作戦」において、平成２０年度から２２年度までの集中重点期間に保育サービス（３歳未満児）の提供割合を２０％から２６％に引き上げることとしている。

事業(予算)実績等	H１６	H17	H18	H１９	H２０
予算推移(補正後)（百万円）	266,521	279,591	298,246	312,710	327.626
予算上事業数等利用児童数（単位：人）	1,037,380	1,062,101	1,107,101	1,152,101	1,197,101
事業実績数等利用児童数（単位：人）	1,024,105	1,068,218	1,100,964	1,135,777	1,167,690

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

待機児童の解消を目指し、民間保育所における受入児童数の増に対応するため、毎年、予算を増額しているところである。
今後、さらに保育所の数を増やしていくためには、『持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた 「中期プログラム」（平成20年12月２４日閣議決定）』にしたがって、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に係る検討とともに、安定的な財源を確保することが不可欠である。

個別目標２

必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること

個別目標に係る指標

アウトプット指標

（達成水準／達成時期）
※【　】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８	Ｈ１９	Ｈ２０
1	延長保育の実施か所数（単位：か所）（16,200か所以上／平成21年度）	13,086【－】	13,677【－】	14,344【－】	15,090【－】	集計中
2	一時・特定保育事業実施か所数（単位：か所）（9,500か所以上／平成21年度）	5,891【－】	6,588【－】	7,580【－】	8,140【－】	8,708【－】
3	病児・病後児保育事業の実施か所数（単位：か所）（1,500か所以上／平成21年度）	496【－】	598【－】	682【－】	745【－】	集計中

（調査名・資料出所、備考）
・指標１～３は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。平成20年度の延長保育の実績か所数は現在集計中であり、平成22年３月に公表予定。

個別目標２に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）

保育サービスについては、「子ども・子育て応援プラン」に基づき、計画的に整備を進めているところである。

その中で、延長保育の実施か所数及び一時・特定保育事業実施か所数は年々増加しているところであり、有効的・効率的であると評価できる。

一方、病児・病後児保育事業の実施か所数については、毎年着実に増加はしているものの、目標値と比較すると十分ではないことから、現在、実施主体である市町村等に対して行っている補助の内容などにつき、見直しを行ったところである。

また、市町村等が次世代育成支援対策推進法に基づき、後期行動計画を策定するに当たって、「行動計画策定指針」などを踏まえ、各市町村における各事業の需要（潜在的なものも含む。）を把握した上で各事業を推進することとしている。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	延長保育促進事業
平成２０年度予算額等	37,500百万円の内数（補助割合：[国１／２][市町村１／２][　／　]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（　　）
平成２０年度決算額	３７,２８５百万円の内数
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（　　）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

就労形態の多様化に対応するため、11時間の開所時間の前後に延長保育を実施する保育所に対し、必要な経費を補助する。

政府決定・重要施策との関連性

「子ども・子育て応援プラン」において、延長保育事業所数を16,200か所に増やすこととしている。また、「新待機児童ゼロ作戦」において、保護者や地域の実情に応じた多様なサービスを充実することとしている。

事業(予算)実績等	Ｈ１６	H17	H18	H19	H２０
予算推移(補正後)（百万円）	331,754	34,568の内数	33,956の内数	36,500の内数	37,500の内数
予算上事業数等・交付保育所数（箇所）	13,100	－（注１）	－（注１）	－（注１）	－（注１）
事業実績数等	13,086	13,677	8,974	9,540	9,903

・交付保育所数（箇所）			（注２）	（注２）	（注２）

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

（注１）平成17年より次世代育成支援対策交付金の事業メニューの一つとして計上されているため、予算事業数は記載できない。

（注２）平成18年度より、民間保育所のみ交付金の対象とされたところ。

延長保育の実施か所数は、計画どおりに年々着実に増加しており、現在の施策は目標達成に向け効果的かつ効率的であると評価できる。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	一時・特定保育事業
平成２０年度予算額等	3,925百万円（補助割合：[国１/３][都道府県１/３][市町村１/３]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（　　）
平成２０年度決算額	５,５１５百万円の内数
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（　　）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

専業主婦を含め、保護者の育児疲れや急病や冠婚葬祭など一時的な場合からパート就労などあらかじめ日時を特定する場合まで、必要な時に子どもを預けられる場の拡充を図るため、一時・特定保育事業を実施する保育所に対し、必要な経費を補助する。

政府決定・重要施策との関連性

「子ども・子育て応援プラン」において、一時・特定保育事業か所数を9,500か所に増やすこととしている。また、「新待機児童ゼロ作戦」において、保護者や地域の実情に応じた多様なサービスを充実することとしている。

事業(予算)実績等	H１６	H17	H18	H19	H２０
予算推移(補正後)（百万円）	5,117	2,968	3,278	3,456	3,925
予算上事業数等・一時・特定保育実施箇所数(箇所)	ー（注）	6,646	7,089	8,002	9,092
事業実績数等・一時・特定保育実施箇所数(箇所)	5,891	6,588	7,580	8,140	8,708

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

（注）平成１６年の特定保育事業については、予算上利用者数としているため、予算事業箇所数は記載できない。

一時・特定保育の実施か所数は、計画どおりに年々着実に増加しており、現在の施策は目標達成に向け効果的かつ効率的であると評価できる。

個別目標３	認定こども園の普及促進を図ること

個別目標に係る指標

アウトカム指標
（達成水準／達成時期）
※【　】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		H１６	H１７	H１８	H１９	H２０
1	３歳未満児への保育サービス提供割合（単位：%）（26%／平成22年度） ※施策目標に係る指標１と同じ	17.9% 【－】	18.6% 【－】	18.8% 【－】	20.3% 【－】	21.0% 【－】

（調査名・資料出所、備考）
・指標１は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。

アウトプット指標
（達成水準／達成時期）
※【　】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		H１６	H１７	H１８	H１９	H２０
1	認定こども園認定施設数（単位：か所）（2,000か所／平成23年度）	－	－	－	94 【－】	229 【－】

（調査名・資料出所、備考）
・指標１は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。（平成19年度より実施）

個別目標３に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）

認定こども園の認定件数は、平成19年４月現在で94件、平成20年４月現在で229件であり、その認定件数は着実に増えつつあるが、制度開始当時において申請申込件数が約2,000件あったことを一つの目安とすると、予想された件数よりは少ない。

認定件数が申請申込件数よりも大幅に下回っていることについて、平成20年３月に行った調査によれば、都道府県や市町村から、「財政支援が十分でない」、「会計事務処理の簡素化」などが課題としてあげられたところである。

このため、平成２０年７月に文部科学省、厚生労働省の局長級の研究会を立ち上げ、「認定こども園の普及促進について」として、「会計処理の改善」や「制度の普及啓発」、「申請手続きの簡素化」等に関する運用改善方策を取りまとめたところである。

また、内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣及び厚生労働大臣の三大臣合意で立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」で本年３月に取りまとめられた報告書において、認定こども園の推進に向けて、財政支援の充実、二重行政の解消などが指摘をされたところである。

そこで、今後のさらなる普及促進に向け、認定手続き等における問題点や改善例、認定手続き等に関するＱ＆Ａ、各都道府県における手続きなどを取りまとめた「認定こども園認定申請手続き等に関する事務マニュアル」を作成し、各都道府県に配

布するなど、認定申請の手続きの簡素化を図ったところである。
　また、会計処理簡素化等の課題については、上記報告書に盛り込まれた「工程表」に基づき改善を図っていく。
　さらに、認定こども園に係る財政支援については、「安心こども基金」等により「幼稚園型の保育所機能部分」、「保育所型の幼稚園機能部分」、「地方裁量型」への新たな財政措置を行うこととしたところである。

　なお、今後、これらの「安心こども基金」等による施策の有効性の検証を行うなどにより、必要に応じて施策を改善しつつ、認定こども園のさらなる推進に努めていく必要がある。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	認定こども園整備事業（安心こども基金）
平成２０年度予算額等	100,000百万円の内数（平成20～22年度）（補助割合：[国1／2][市町村１／４][事業者１／４]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（　　）
平成２０年度決算額	１００,０００百万円の内数
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（　　）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

　幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

政府決定・重要施策との関連性

　「新待機児童ゼロ作戦」において、認定こども園の設置促進を図ることとしている。また、本年３月に「認定こども園制度の在り方に関する検討会」で取りまとめた報告書において、平成２３年度には認定件数が２，０００件以上となることを目指すこととしている。

事業(予算)実績等	H１６	H17	H18	H19	H２０
予算推移(補正後)（百万円）	－	－	－	－	１００,０００百万円の内数(平成２０～２２年度)
予算上事業数等	－	－	－	－	－
事業実績数等	－	－	－	－	－

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

　現在、取り組んでいる「新待機児ゼロ作戦」を加速化し、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備等を推進することなどを目的として、都道府県に「安心こども基金」を創設したところである。

※基金のため、事業毎の数値を出すことができない。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価	
事務事業名	認定こども園事業費（安心こども基金）
平成20年度予算額等	100,000百万円の内数（平成20～22年度）（補助割合：[国1／2][都道府県１／４][市町村１／４]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（　　）
平成20年度決算額	１００，０００百万円の内数
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（　　）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

幼保連携型認定こども園への移行を促進するため、保育所型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の事業に要する費用の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

政府決定・重要施策との関連性

「新待機児童ゼロ作戦」において、認定こども園の設置促進を図ることとしている。また、本年３月に「認定こども園制度の在り方に関する検討会」で取りまとめた報告書において、平成２３年度には認定件数が２，０００件以上となることを目指すこととしている。

事業(予算)実績等	H１６	H17	H18	H19	H２０
予算推移(補正後)（百万円）	－	－	－	－	１００,０００百万円の内数(平成２０～２２年度)
予算上事業数等	－	－	－	－	－
事業実績数等	－	－	－	－	－

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

現在、取り組んでいる「新待機児ゼロ作戦」を加速化し、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備等を推進することなどを目的として、都道府県に「安心こども基金」を創設したところである。

※基金のため、事業毎の数値を出すことができない。

５．評価結果の分類

１　施策目標に係る指標の目標達成率

指標１　目標達成率　－％

（目標達成率を算定できない場合、その理由）
達成時期が平成２２年度のため。

２　評価結果の政策への反映の方向性

ⅰ　施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
ⅱ　施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか１つに○）
（イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
（ロ）見直しを行わず引き続き実施
（ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
ⅲ　機構・定員要求を検討（該当する場合に○）

（理由）

３　施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）

（施策目標に係る指標）
ⅰ　指標の変更を検討
ⅱ　達成水準又は達成時期の見直しを検討

（個別目標に係る指標）
ⅰ　指標の変更を検討
ⅱ　達成水準又は達成時期の見直しを検討

（理由）

６．特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当
（１）有・無
（２）具体的記載

○　171回国会における麻生内閣総理大臣　施政方針演説　平成21年１月28日
・平成22年度までに十五万人分の保育所などを増やします。

○　平成21年３月６日参議院予算委員会　総理答弁
・「「新待機児童ゼロ作戦」に基づき、希望するすべての人が、安心して子どもを預けて働くことができる社会の実現を目指し、保育対策を質・量ともに充実・強化するための取り組みを進めている。」

・「平成２２年度まで１５万人分の保育所などの整備を行うための「安心こども基金」を都道府県に創設することとしている。」

○　「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および雇用保険法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」（平成２１年６月１２日衆議院厚生労働委員会）
・「仕事と家庭の両立支援の観点から、所定労働時間の短縮及び所定外労働の制限については、対象となる子の年齢を小学校就学前まで拡大することを検討するとともに、認可保育所の大幅な定員増、放課後児童クラブの拡充など、保育の質を維持しつつ地域における子育て支援施策を充実・強化すること。」

・「ひとり親家庭における育児に配慮し、ひとり親家庭の育児休業期間及び子の看護休暇の日数の延長について、引き続き検討するとともに、病児保育を含む保育サービスの拡充その他の支援の強化を速やかに検討すること。」

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当
（※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。）
（１）有・無
（２）具体的内容

○　子ども・子育て応援プラン（平成１６年１２月２４日少子化社会対策会議決定）

・子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実

○　新待機児童ゼロ作戦（平成２０年２月２７日厚生労働省策定）

・保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開する。

○　「経済財政改革の基本方針2008」（平成２０年６月２７日閣議決定）

・「待機児童ゼロに向け、保育サービスの充実を目指し（2010年に保育サービス利用率を２０.３％から26％へ）、その財源の在り方について、社会保障国民会議の議決も踏まえ、抜本的税制改革において検討する。」

○　「社会保障の機能強化のための緊急対策　～５つの安心プラン～」
（平成２０年７月２９日政府取りまとめ）

・「従来からの保育所定員の増員に加えて、自治体の積極的取組による認可保育所の緊急整備を促進するための支援、分園の緊急整備のための支援、認可保育所の設置等を促進するための沖縄の特別対策（２０年度中の対応も検討）等の実施」

③審議会の指摘
（１）有・無
（２）具体的内容

④研究会の有無
（１）有・無
（２）研究会において具体的に指摘された主な内容

○　認定こども園制度の在り方に関する検討会　「今後の認定こども園制度の在り方について」（平成２１年３月３１日）

・「平成２３年度には認定件数が2,０００件以上になることを目指し、必要な見直しを早急に実施すべきである。」

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当
（１）有・無
（２）具体的状況

平成１９年度重要対象分野として、「子育てサービス」が選定され、具体的な答申課題及びそれに対する対応箇所は下記の通り。

Ⅲ　子育て支援サービス
１　厚生労働省の政策
（１）待機児童の解消
ア　保育所の受入児童数の拡大
同省では、顕在化している待機児童の解消から潜在需要に対応した保育サービスの提供に方針転換することとしているが、この際、実施される予定の需要推計の精確性確保が重要な課題である。需要推計の精度を高めるためには、家族類型、自己負担額（保育料）、利用条件など保育サービスの需要に影響を及ぼす要因を十分に考慮した推計方法を用いることが求められる。
イ　保育サービスの提供手段の多様化（家庭的保育事業、事業所内保育施設）
これらの施策を推進することによって、都市部における待機児童の解消に一定の効果が見込まれるものの、これまで積極的には取り組まれてきておらず、制度上・運営上克服すべき点のあることが想定される。今後は、こうした点を検証し、改善を図っていくことが求められる。
→本評価書　２、４、５ページ（波線部分）
（２）多様な保育ニーズへの対応（一時・特定保育、延長保育、病児・病後児保育）
各保育サービスの整備実績を示すにとどまり、その利用状況や未実施地域を含めた潜在的な保育ニーズに対するサービスの充足状況が明らかとなっていない。今後は、これらを的確に把握し、過不足のないサービス提供が行われているかどうかを明らかにすることが求められる。
→本評価書７ページ（波線部分）

３　厚生労働省、文部科学省が連携して行っている施策
（１）認定こども園
　認定こども園は、教育と保育を一体的に提供するサービスとして期待が大きい一方で、その設置数がなかなか増えていない。
　今後、「こども交付金」による地方自治体への財政支援や両省の評価において指摘された運用改善策の有効性の検証を通じて、設置数が増えない原因の掘り下げた分析とそれを踏まえた見直し・改善が求められる。
→本評価書１０ページ（波線部分）

⑥会計検査院による指摘
（１）有・無
（２）具体的内容

⑦その他

７．本評価書に関連する他の実績評価書

Ⅵ－２－１　地域における子育て支援等施策の推進を図ること